

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3081号)

令和6年6月20日

横情審答申第3081号

令和6年6月20日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和3年12月10日こ北児第1565号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「照会書への回答について（令和3年度こ北児第1067号）の起案用紙」  
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「照会書への回答について（令和3年度こ北児第1067号）の起案用紙」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年8月30日付「提訴予告通知書兼照会書」（以下「照会書1」という。）、令和3年9月4日付「照会書」（以下「照会書2」という。）及び令和3年9月8日付「照会書」（以下「照会書3」という。）に対する回答の要否や回答の内容を判断した行政文書（起案者、決裁者及び理由を含む。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「照会書への回答について（令和3年度こ北児第1067号）の起案用紙」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、令和3年10月26日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

審査請求人は、審査請求書において対象行政文書の特定が不十分であると主張しているが、実施機関では、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の趣旨に照らして、照会書等に対する回答はしない方針を関係部署との協議の上で決定し、本件審査請求文書を作成したものである。当該協議は口頭でなされたことから、本件審査請求文書以外に、この判断に係る行政文書は作成していない。

審査請求書には、本件審査請求文書の起案日が、審査請求人が求めている返答期限を過ぎた日付となっている理由について説明を求める旨の記載もあるが、審査請求人が求めている期限内に返答する義務があるわけではない。

なお、非開示とした個人の氏名は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当し、ただし書アからウまでに該当しない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 対象行政文書の特定及び探索が不十分であるならば、本件処分を取り消し、全ての対象行政文書を開示するよう求める。
- (2) 特定及び探索が十分になされていると主張するときは、本件審査請求文書の起案日が回答期限を過ぎた令和3年9月21日という不自然な日付となっている理由について、合理的な説明をしていただきたい。
- (3) 審査請求人が実施機関に行った照会に対する回答の要否や内容についての決定は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）第3条第1項及び別表第1に基づき、市長又は所定の専決権者の権限とされている。起案者が、市長又は所定の専決権者の判断を受ける前に、民事訴訟法第132条の2第1項の規定する「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項」に該当しないという実質的な判断をした上で、照会者が設定した回答期限を超過した後、10月5日付回答（A4用紙1枚に数行で回答しない旨の記載をただけの極めて簡素な内容であり、作成自体に日数を要するものではないことは明らか）を起案したという説明が、横浜市事務決裁規程との関係で不自然である。
- (4) 10月5日付回答の起案日が不自然な日付となっているのは、何らかの不正な意図で回答を遅らせた、起案者が事務処理を失念していたなどの不適切な事務処理が行われたか、起案に関して担当部署内や関係部署との事前調整が難航したとしか考えられない。そのような事前調整が行われていたとすれば、メモ、資料、メールなどの文書が組織的に用いられた可能性が高く、文書が存在していれば行政文書に該当するし、開示対象となる。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について  
一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
- (2) 児童相談所の事務について  
児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び

指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、しつけや、不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。

(3) 本件審査請求文書について

実施機関に審査請求人から送られた照会書1、照会書2及び照会書3についての、返答の要否や返答の内容、返答文を送付するための意思決定の起案文書であり、こども青少年局長が専決権者となっている。

(4) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求文書の非開示部分の開示を求めておらず、対象行政文書の特定の不備を理由として処分の取消しを求めているため、当審査会では文書特定の妥当性について、以下検討する。

イ 本件審査請求文書の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件審査請求文書以外の行政文書の不存在について

本件審査請求文書の作成に当たり、関係部署と協議は実施したが、口頭での協議であり、文書は作成していない。

本件審査請求文書は、照会書1から照会書3までに、まとめて返答する際に作成した決裁文書である。事案によっては、別途文書を作成し局長等に説明する場合もあろうが、本件はそのような事案ではなかったため、文書は作成も保有もしていない。

(イ) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求文書の起案日が、審査請求人が求めている返答期限を過ぎた9月21日であることを問題視するが、審査請求人からの照会が相次いだためまとめて回答することとしたものであり、返答期限を過ぎたことが違法ということはない。

また、本件審査請求文書の決裁日から返答までの日数についても問題視するが、他の業務との兼ね合いから返答文の発送が決裁日の3開庁日後になったものであり、この点についても特段の問題はない。

ウ 上記イ(ア)及び(イ)の実施機関の説明に不自然な点は認められず、また、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 飯島奈津子、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 12 月 10 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 1 月 6 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 6 年 4 月 18 日 (第302回第三部会)	・審議
令和 6 年 5 月 27 日 (第303回第三部会)	・審議